

議案第13号 小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

令和元年県人事委員会勧告等に基づき、住居手当の支給対象家賃額を2,000円、支給上限額を1,000円引上げるとともに、会計年度任用職員制度の導入等に併せ、現業職員の給与の種類に関する規定の整理等を行うもの。

小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(住居手当) 第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額 <u>12,000円</u> を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定めるものを除く。) (2) 第11条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額 <u>12,00円</u> を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、	(住居手当) 第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額 <u>14,000円</u> を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定めるものを除く。) (2) 第11条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額 <u>14,00円</u> を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、	改正 改正 改正 改正

	それぞれ次に <u>掲げる額</u> (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額 ア 月額 <u>23,000円</u> 以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>12,000円</u> を控除した額 イ 月額 <u>23,000円</u> を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>23,000円</u> を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が <u>16,000円</u> を超えるときは <u>16,000円</u>)を11,000円に加算した額 (2) (略) 3 (現業職員の給与の種類及び基準) <u>第26条 現業職員(法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員をいう。)の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。ただし、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された現業職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</u>	改正
	それぞれ次に <u>定める額</u> (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額 ア 月額 <u>25,000円</u> 以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>14,000円</u> を控除した額 イ 月額 <u>25,000円</u> を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>25,000円</u> を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が <u>17,000円</u> を超えるときは <u>17,000円</u>)を11,000円に加算した額 (2) (略) 3 (現業職員の給与の種類及び基準) <u>第26条 現業職員(法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員をいう。)の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。</u>	改正
	<u>(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当</u>	改正
	<u>(2) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 前号に掲げるもののうち、扶養手当、住居手当及び退職手当を除いたもの</u>	改正
	<u>(3) 会計年度任用職員で法第22条の2第1項第1号の規定により</u>	改正

	<p><u>採用された職員 第1号に掲げるもののうち、管理職手当、扶養手当、住居手当、勤勉手当及び退職手当を除いたもの</u></p> <p><u>(4) 会計年度任用職員で法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員 第1号に掲げるもののうち、管理職手当、扶養手当、住居手当及び勤勉手当を除いたもの</u></p>	
<u>2 会計年度任用職員として任用する現業職員の給与の種類は、 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職 手当とする。ただし、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度 任用職員にあっては、退職手当は支給しない。</u>		削る
<u>3 (略)</u>	<u>2 (略)</u>	改正
<u>4 (略)</u>	<u>3 (略)</u>	改正